

日本は
「戦後
レジーム」
から
どこへ行くのか

満田 弘樹

はじめに・目次

※本書は個人として作成したものです。

「つながる本棚シリーズ」は、あるテーマに対して、複数の【タネ本】とその内容を紹介することで、多様な視点を提供することを目指した電子書籍です。

本書は2015年6月（安保関連法案が憲法学者により違憲と判断された時期）に、WEBサイト [ホンシエルジュ] (<http://honcierge.jp/>) の「本棚ストーリー」への寄稿案として作成したものを元にしてしています。

「本棚ストーリー」として掲載された記事一覧はコチラ
<http://honcierge.jp/articles/user/646>

【目次】

1. 集団的自衛権について整理する

【タネ本】石破茂『日本人のための「集団的自衛権」入門』（新潮新書）

2. なぜ自民党は憲法改正を目指すのか

【タネ本】安倍晋三『新しい国へー美しい国へ 完全版一』（文春新書）

3. 保守派の軍事安全保障上の国家観

【タネ本】田母神俊雄『「戦争ができる国」の真実』（ベスト新書）

4. 保守派の精神的な国家観

【タネ本】櫻井よしこ『気高く、強く、美しくあれ』（PHP文庫）

5. 日本をめぐる国際情勢に対する反論 その1

【タネ本】豊下櫛彦・古関彰『集団的自衛権と安全保障』（岩波新書）

6. 日本をめぐる国際情勢に対する反論 その2

【タネ本】孫崎享『不愉快な現実』（講談社現代新書）

7. 「2012年自民党改憲草案」に対する反論 その1

【タネ本】伊藤真『赤ペンチェック 自民党改憲草案』（大月書店）

8. 「2012年自民党改憲草案」に対する反論 その2

【タネ本】 舛添要一『憲法改正のオモテとウラ』（講談社現代新書）

9. より良い憲法を目指して

【タネ本】 小林節『白熱講義！日本国憲法改正』（ベスト新書）

10. 参考文献

1. 集団的自衛権について整理する

1. 集団的自衛権について整理する

2015年6月に憲法学者によって違憲と指摘された集団的自衛権の行使ですが、そもそも集団的自衛権とは何でしょうか。

それを知るために、まず確認すべきなのが[国連憲章の第51条](#)です。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」（[国際連合広報センターHP](#)より）

つまり、全ての国連加盟国は「個別的自衛権」も「集団的自衛権」も当然の権利として持っていることとなります。

日本も国連加盟国である以上、この2つの自衛権を持っていることは国際的には認められていると考えるのが妥当でしょう。

ですから問題は「権利を持っているか」ではなく「行使をするか」という点になります。

このとき、日本国憲法第9条により「行使は認めらない」と考えるのが、ほとんどの憲法学者の意見です。

では、集団的自衛権の行使とは、どのようなものを指すのでしょうか。

それをわかりやすく解説しているのが、防衛庁長官、防衛大臣を歴任した石破茂氏の著書です。

【タネ本】

[石破茂『日本人のための「集団的自衛権」入門』（新潮新書）](#)

本書では、戦後日本政府の「自衛」に関する意識の変化について書かれています。

まずGHQ占領下においては、1948年に吉田茂首相は「自国」が攻撃を受けた際に防衛・反撃する「個別的自衛権の行使」をも否定しています。

その後、1950年に朝鮮戦争が始まると駐日アメリカ軍は朝鮮半島へと出兵したため、アメリカは占領している日本の防衛が十分にできなくなりました。

その際に作られたのが自衛隊の前身となる「警察予備隊」です。

同年にGHQのマッカーサー元帥が日本の自衛権を容認します。

そして1952年に日本が独立すると、吉田茂首相は「独立国である以上、自衛権はある」という立場へと変わります。

その後、1981年に鈴木善幸首相が「集団的自衛権の行使は憲法上、許されない」との認識を示しました。

その解釈が第二次安倍内閣まで引き継がれてきましたが、2014年7月に安倍首相は「集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈変更の閣議決定」を行いました。

それに基づく安全保障関連法案が、憲法違反であると指摘されたわけです。

さて、その「集団的自衛権」ですが、それが認められるにはいくつかの要件があります。

1. 他国が攻撃を受けた。
2. その攻撃が、自国への攻撃と同等とみなせるほど緊急性や重要性がある。
3. 攻撃を受けた国が、日本へ救援を求めた。
4. 集団的自衛権の行使は、国連が必要な措置をとるまでの間に限られる。

以上のような条件を「全て」満たした場合に「自衛」として武力行使を認めるのが集団的自衛権です。

武力行使を行う以上、反撃を受ける可能性もあり、戦争に参加するといっぴいでしょう。

集団的自衛権について、これ以上の詳細については、本書または他の解説書をお読みいただければと思います。

2. なぜ自民党は憲法改正を目指すのか

2. なぜ自民党は憲法改正を目指すのか

さて、集団的自衛権に基づく安全保障関連法案が憲法違反であるとするならば、集団的自衛権を合法的に行使するには、憲法を改正するしかありません。

この憲法改正にとりわけ熱意を持っているのが、安倍晋三首相（現在）です。

【タネ本】

[安倍晋三『新しい国へー美しい国へ 完全版一』（文春新書）](#)

本書では、アベノミクスの元となった脱デフレをはじめとする各種の政策構想だけでなく、安倍氏の幼少期・少年期の体験なども記述されています。

とりわけGHQにより戦犯とされた祖父である岸信介元首相や、父である安倍晋太郎氏への尊敬の念が読み取れます。

また、そもそも自民党は自主憲法制定のために結党された政党であることを強調しています。1995年頃に策定された「自由民主党新宣言」に党是である「自主憲法制定」が盛り込まれていないことについて、それを盛り込むための党内交渉を実現させたことも記述しています。このように憲法改正への熱意は並々ならぬものがあります。

日本国憲法ははじめから改正ができるように条文が作られていますから、絶対に改正してはいけないものとするのは不自然です。

しかし改正のためには、2015年6月現在では「衆議院および参議院で3分の2以上の賛成を得た後、国民投票で過半数の賛成を得る」という条件があります。

そのため問題となるのは、その憲法改正案が広く支持されるものかどうかです。

詳しくは後に記述しますが、2012年に発表された自民党改憲草案は、多くの批判を浴びています。

だからこそ集団的自衛権行使のためには、憲法解釈変更の閣議決定という手段をとるしかなかった面は否めないでしょう。

3. 保守派の軍事安全保障上の国家観

3. 保守派の軍事安全保障上の国家観

ここまでは集団的自衛権の行使と、憲法改正を進める立場の本を紹介しました。

以降は、その根拠となる保守派の軍事安全保障上と、精神的な国家観について見てみたいと思います。

【タネ本】

[田母神俊雄『「戦争ができる国」の真実』（ベスト新書）](#)

まず紹介するのは、軍事に精通し、保守政党である自民党よりもさらに右派として「真の保守」を自認する「次世代の党」副代表の元自衛隊航空幕僚長の田母神（たもがみ）俊雄氏の著書です。

田母神氏は自衛隊所属時に民間懸賞に応募した論文が問題となり、その職を追われることになりました。

その後、メディアで持論を展開しつつ、2014年の東京都知事選に出馬。61万票を獲得しましたが落選。その後の衆議院選挙でも落選し、2016年の参議院選挙への出馬の意向を表明しています（しかし2016年4月に公職選挙法違反の容疑で逮捕されました）。

本書の問題点として、出典などが明らかにされておらず、何が客観的な事実で、何が田母神氏の個人的な認識・意見なのかが分かりづらい点があります。

しかしここでは、本書で書かれていることを全て正しいと仮定して進めていきましょう。

そもそも田母神氏の主張は保守派の典型的なものです。

GHQは、日本が永久に刃向わないように日本国憲法で戦力を放棄させた。

そしてアメリカ型の文化も押し付け、家制度など日本の良い面が破壊された。

日本がこれまで戦争をしなかったのは日本国憲法第9条のおかげではなく日米同盟のおかげであるが、今後もその同盟が続く保障はない。

よって自国で軍事力を持つべきである。

第二次世界大戦以降の軍事力は、戦争するためにあるのではなく、戦争を抑止するためや外交交渉を有利に進めるためにある。

そのため自衛隊は国防軍として国際法に則って活動できるようにしなければならない（現状では極めて行動が制限されており、隊員の安全面でも問題が大きい）。

以上のような主旨が述べられていますが、元自衛隊幕僚長でもあることから、特に軍備面においては具体的な説明がされています。

例えば現在の自衛隊の装備はアメリカから毎日提供されるパスワードがなければ使えないことなどです。

田母神氏の意見に関しては、反論が容易に予想できます。

ですので、逆に筆者が賛同する面を紹介したいと思います。

まず、バブル以降の日本経済はアメリカによって停滞させられている、という指摘です。

その根拠の1つとして「年次改革要望書」により、アメリカの都合の良いように日本経済の構造を作り変えられたことを指摘しています（詳しくは[関岡英之『拒否できない日本』（文春新書）](#)を参照）。

その最たる例として、小泉・竹中時代の「構造改革」を批判しています。

例えば、GDPはほぼ横ばいにも関わらず株主への配当は4倍となり、その代わりに従業員への給与が削減されて格差が広がった。

大店法によりショッピングセンターなどが乱立し、地域のコミュニティであった商店街が消滅した。

非正規雇用が増え、安心して働けなくなった。

一方、当の竹中平蔵氏は人材派遣会社パソナの会長として、非正規雇用が増えることで収益を得る立場にいることなどを指摘しています。

もうひとつは、3世代の大家族の形を取り戻すことで国民一人当たりの生活コストを低下させることが可能であると同時に、世代間格差がなくなり、年金問題・少子化問題・待機児童問題・財政問題などが解消に向かうという意見です。

祖父母の年金が少なくても父母の収入があります。

父母が仕事をしていても祖父母が子供の面倒を見てくれるので保育所は不要になります。

田母神氏が望むように非正規雇用が減り、収入が安定すれば少子化も改善に向かうでしょう。

筆者は2012年自民党改憲草案にあるような、家制度への復古には反対です。

しかし田母神氏が提案するような税制優遇などの方法であれば、大家族が増えることは決して日本にとって悪いことではないでしょう。

このように、軍事的には極端な思想である一方で、経済的な面では穏便かつ合理的な考え方の持ち主に思えます。

4. 保守派の精神的な国家観

4. 保守派の精神的な国家観

一方、精神面では保守派はどのような国家観を抱いているのでしょうか。ここでは各メディアで活動する保守派ジャーナリストの櫻井よしこ氏の著書を通して見てみましょう。

【タネ本】

[櫻井よしこ『気高く、強く、美しくあれ』（PHP文庫）](#)

本書は2006年に刊行されたものですが、著者自身が2015年の文庫化にあたって「本書を執筆してから8年以上経つが、いま読み返しても内容は古くなっていない。だが、その事実には私は愕然（がくぜん）とするのである」と述べています。

これはその期間の政治批判でもあり、当然、刊行から2009年まで続いた自民党政権での運営期間も含まれます。

つまり櫻井氏も、田母神氏と同じく自民党よりもさらに保守側の思想の持ち主と推測できます。

一方、第二次安倍政権については評価をしています。

副題に「日本の繁栄は憲法改正からはじまる」とあるように、安倍首相が天皇を元首とし、国防軍を持つ憲法改正に積極的だからでしょう。

さて以下では、本書からの引用を通して、その国家観を読み取っていこうと思います。

なお本書で登場する「2005年自民党改憲草案」（以降、2005草案）は小泉政権時代につくられたもので、安倍総裁の元で起草された「2012年自民党改憲草案」（以降、2012草案）とは別のものです。

これについては後に詳しく紹介します。

また、（※ ）は筆者の補足です。

<日本国憲法について>

（※GHQによる）現行憲法の目的は、日本が再び立ち上がることができないように、日本人らしさや日本の良さを徹底的に消し去り（以下略）（P7）

確かなことは日本国憲法が体現する価値観が、日本の未来に影をおとす主たる元凶のひとつ（P34）

「恒久の平和」「崇高な理想」「国家の名誉」などの言葉が並んでいる。美しいけれど、「日本」という存在を感じさせるものではない。(P94)

(※2005草案は)国土について一文字も費やしていない。(中略)それでいて、「日本国民は、自然との共生を信条に」していると書いているのだ。「自国のみならずかけがえのない地球の環境を守るため、力を尽くす」とも書かれている。(中略)大事なことに言及していながら、心に響いてくるものがないのである。(P94)

平和憲法と呼ばれてきた日本国憲法がもたらした真の被害を、しっかりと国際社会のなかの日本の姿から読み取ることが大切である(P160)

同条(※現行憲法第24条)二項には、「家族に関する事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と書かれている。これは家族を「社会の自然かつ基礎的な集団単位」として大切に守るというよりは、“個人”に重きを置く文言であり、家族を否定するものだ。家庭の大切さを切り落とした日本国憲法は、文字どおり世界の異端なのである。(P246)

<天皇について>

日本を日本たらしめているもの、その第一は皇室の存在である。2700年になろうとする長きにわたって万世一系を守り続け、その血筋ははるか神話にまで連なる。(中略)(※4000年以上の歴史を持つ)中国には日本のような継続性は全くない(P8~9)

(※『古事記』『日本書紀』等の神話では初代天皇の神武天皇は天照大御神<アマテラスオオミカミ>の子孫とされます)

天皇制抜きには日本文明は、良くも悪しくも語りえない。それを自民党(※2005草案)は「象徴天皇制は、これを維持する」と13文字で片づけた。(P94)

天皇家の血筋がなぜ大切なのか(中略)、続いてきたことを、そのまま続けることこそが、大切なのだ。価値観とはそういうものだ。(P107)

天皇と皇室の身分は憲法で規定されてはいるが、実際には私たちが暮らす次元を“超越した存在”なのだ。そのことが良いとか悪いとか、どんな意味があるかなど、私には十分な説明をすることができない。(P113)

以上のような文章から、保守派の思想についてどのようなことが読み取れるでしょうか。それは読者にお任せしましょう。

5. 日本をめぐる国際情勢に対する反論 その1

以降では、これまで紹介してきた意見に対して反論をしている本を紹介します。

ただ単に「反対」というのではなく、なぜ反対なのか、具体的にどこがおかしいのか、という意見を持つことが必要だと考えるからです。

まずは戦後日本政治と安全保障を専門とする政治学者の豊下楢彦氏と、憲法学者の古関彰一氏の共著による反論を紹介しましょう。

【タネ本】

[豊下楢彦・古関彰『集団的自衛権と安全保障』（岩波新書）](#)

本書では、中国脅威論や韓国との領土問題をもって危機を煽る人々は、アメリカの存在を忘れていることを指摘しています。

韓国は日本と同じくアメリカの同盟国です。

またアメリカと中国についても、後に述べるように単純な対立関係ではありません。

日韓関係が悪化することは中国・韓国の関係が強化されることでもあり、本当に中国が脅威なのであれば、日本にとって優先すべきは韓国との良好な関係構築でしょう。

また大きな矛盾として、北朝鮮脅威論と原発再稼働を挙げています。

北朝鮮は原発にミサイル攻撃を行えば核武装の必要すらありません。

それでも原発再稼働を進めるということは、自民党政府は「北朝鮮が実際には武力行使を行わないことを想定している」としか考えられません。

本書では他にも安全保障と憲法の両面から、保守派の主張を批判しています。

6. 日本をめぐる国際情勢に対する反論 その2

6. 日本をめぐる国際情勢に対する反論 その2

東アジアにおいて、やはり重要な位置を占めるのは中国です。

中国は2010年にGDPで日本を超え世界2位となりました。

これはアメリカから見た場合、日米中の関係に変化が起こる可能性を示唆しています。

ここでは『戦後史の正体』（創元社）がベストセラーとなった孫崎享氏の著書を紹介します。

【タネ本】

[孫崎享『不愉快な現実』（講談社現代新書）](#)

本書ではアメリカ人を対象とした「アメリカが東アジアでもっとも重視すべき国はどこか」という調査で、2010年頃を境に中国が日本を上回っていること、また同じ頃にアメリカの輸出金額としても中国が日本を越えていることを紹介しています。

また、日本の年間防衛費は約4兆5000億円ですが、米国は2010年の中国軍事支出は1600億ドルと推計しています。

当時の為替で換算すれば14兆2400億円で、その差は3倍です。

また日本は少子高齢化の中で社会保障をはじめ財政状況は厳しいのは周知の通りで、日本が単独で軍事的に中国と対峙することは困難でしょう。

しかし、アメリカと中国は上記のように経済的な関係が強まっており（2012年3月刊行時点）、両国の全面的な軍事衝突も考えにくい。

つまり中国との関係において、日米同盟・安全保障条約が機能するかは極めて疑わしいことも指摘しています。

実際、尖閣問題ではアメリカは極めて消極的な態度をとっています。

他にもロシアやヨーロッパなどを含むパラダイムの変化の中で、日本がどのようにふるまうべきかを本書は論じています。

7. 「2012年自民党改憲草案」に対する反論 その1

7. 「2012年自民党改憲草案」に対する反論 その1

一方、[2012年自民党改憲草案](#)（以下2012草案）についてはどうでしょうか。
これについて立憲主義の不在をはじめ、手厳しい批判をしているのが以下の本です。

【タネ本】

[伊藤真『赤ペンチェック 自民党改憲草案』（大月書店）](#)

本書は、「2012草案」を引用しながら、各条文の問題点を「赤ペンチェック」として指摘していく本です。

また公開されている自民党による改正理由も紹介しています。

具体的にいくつか見ていきましょう。

なお<赤ペン>は伊藤氏による指摘を筆者が要約したものです。

2012草案 第9条の2-2

国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

↓

<赤ペン>国防軍の統制が法律で簡単に変更されるようになっているだけでなく、その任務遂行に当たって、国会の承認以外に「その他」という極めて広範な概念による統制を認めています。ちなみに自民党ホームページから引用されている改正についての説明では、国民に「国を守る義務」を明記するべきではないかという党内の意見について「徴兵制について問われることになるので条文化は困難である」と考えたことを明らかにしています（P28）。

つまり徴兵制について問われても答えられない状況で、この条文を作ったことを自民党は自ら認めていることとなります。

2012草案 18条

何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的關係において身体を拘束されない。

↓

<赤ペン>現行憲法は「いかなる隷属的拘束も受けない」となっているのに対し、「2012草案」では拘束されない条件を「社会的又は経済的關係」に限定しています。裏を返せば「政治的・国

家的関係」においては身体の拘束を認めていることになります。

2012草案 第102条

全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

↓

<赤ペン>この条文こそ「2012草案」での立憲主義の不在を端的に表しています。憲法とは、国民が権力の暴走を抑制するための法であり、それが立憲主義です。

実際、現行憲法では、97条において「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は（中略）侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」となっていますが「2012草案」では、この条項は完全に削除されています。

その一方で、現行憲法の「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」という条文からわざわざ「尊重し」という部分を削除しています。

権力者は憲法を尊重する必要がなく、国民が憲法を尊重する義務を負う、というのが「2012草案」なのです。

その他の指摘については本書をご参照ください。

8. 「2012年自民党改憲草案」に対する反論 その2

8. 「2012年自民党改憲草案」に対する反論 その2

さて、前項で「2012草案」と繰り返し記述したのは理由があります。

というのも、2005年にも自民党による改憲草案（以下2005草案）が作成されているからです。

その際の実務的な責任者が2016年6月現在の東京都知事の舛添要一氏でした。

しかし、この案は小泉氏による郵政解散によって政局に飲み込まれてしまいました。

その内幕を紹介しているのが以下の本です。

【タネ本】

[舛添要一『憲法改正のオモテとウラ』（講談社現代新書）](#)

本書の主旨は、元東大助教授の政治学者として立憲主義の重要性を説くと共に、憲法改正案作成を行う際に自民党内ですら大きく意見が分かれて政治的な力学が働き、それによっていかに苦勞して作成したかというものです。

一方、なぜそれほどに苦勞したかと言えば、広く意見を聞き、憲法改正要件を満たすような改憲草案をつくろうとしたからでもあります。

そのため2005草案の内容は、2012草案のものとは全く別物です。

その内容は本書を読んでいただければと思いますが、例えば憲法前文で「太平洋に洗われる日本」という表現を盛り込む案が出ると、「日本海はどうした」と言われ、北海道の議員からは「オホーツク海もある」など收拾がつかなくなり、結局は海についての表記は記載しないことにしたというエピソードが紹介されています。

思わず笑ってしまいそうですが、当時はこのようにして「自主憲法を制定する」という目的を達成することを至上命題とした結果、「2005草案」は天皇を元首とすることや自衛軍の明記などはあるものの、現行憲法と大きく乖離しない内容となりました。

その経験から、舛添氏は「2012草案」を「国民の支持を得られない」として批判しています。

（2016年6月現在、本人は都知事として都民の理解を得られているとは言い難い状況にありますが…）

9. より良い憲法を目指して

9. より良い憲法を目指して

さて、2015年6月に自民党安保関連法案についての憲法審査会において出席した3名の憲法学者全員が違憲との見解を示しましたが、そのうち民主党推薦の小林節氏は、実は30年来の「改憲派」です。

なぜ「改憲派」の小林氏が憲法改正を目指す自民党法案を違憲としたのでしょうか。それにはやはり、立憲主義の問題があります。

【タネ本】

[小林節『白熱講義！日本国憲法改正』（ベスト新書）](#)

本書は、非常にラフな表現で書かれているわかりやすい本です。

たとえば現行憲法については「ぶっ壊れた中古車」「敗戦ごめんなさい憲法」と例え、改正の必要性を説いています。

一方、「憲法9条を守るぞ」という左翼の訴えは根本的な間違いで、正しくは「憲法9条を守らせるぞ」だと指摘します。

なぜなら憲法は国民が守るものではなく、主権者が権力に守らせるものだからです。

9条改正については「侵略戦争は放棄するが、自衛戦争は放棄しない」というシンプルな条文としたうえで、海外派兵については「国会の承認と国連の決議」を条件とすることを提案しています。

これは、集団的自衛権の濫用を防ぐためでしょう。

衆議院・参議院の二院制については「時間と税金の無駄遣い」とバツサリ。

憲法に愛国心を持つ義務を盛り込むことに賛同する人々に対しては「自分たちが主権者なのにわざわざご主人様、しつけてください！と言っているようなもので、ここまで来るとマゾである」と皮肉っています。

また、巻末にはやはり2012年自民党改憲草案の条文に対する意見が書かれていますが、全面的に否定しているわけではなく、それぞれについてコメントが書かれています。

小林氏は自らを「護憲的な改憲論者」と位置付けています。

すでに紹介した保守派による憲法解釈変更・憲法改正に対して反対を唱えるだけでなく、より良い平和憲法の改正を目指すという立場です。

小林氏は自民党の2005年改憲草案よりも2012年改憲草案を評価しており、この点において筆者は小林氏の意見に全面的に賛成するわけではありません。

しかし保守派が掲げる「戦後レジームからの脱却」の行く先は「戦前レジーム」かもしれませんが、「新たな敗戦後レジーム」かもしれません。

そういった状況を防ぐため、あるいは「GHQから押し付けられた憲法」という「改憲のための口実」を「無効化」するためも、舛添氏が目指した、または小林氏が目指すような「広く理解が得られるより良い憲法改正」が必要に思えます。

10. 参考文献

10. 参考文献

[板野潤治『日本近代史』（ちくま新書）](#)

[高橋哲哉『靖国問題』（ちくま新書）](#)

[萱野稔人『新・現代思想講義 ナショナリズムは悪なのか』（NHK出版新書）](#)

[宇野常寛・他『ナショナリズムの現在』（朝日新書）](#)

[関岡英之『拒否できない日本』（文春新書）](#)

[雨宮処凜『右翼と左翼はどうちがう？』（河出文庫）](#)

[松尾匡『新しい左翼入門』（講談社現代新書）](#)

[池上彰・佐藤優『新・戦争論』（文春新書）](#)

[『図でわかる！妹に教えたい世界のしくみ』（笠倉出版社）](#)